

岐阜県公報

目次

監査委員告示

岐阜県監査委員規程の一部改正

監査委員訓令

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

(監査委員)

一

(監査委員)

二

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十号

岐阜県監査委員規程(昭和三十九年岐阜県監査委員告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日

岐阜県監査委員	村	下	貴	夫
岐阜県監査委員	大	野	泰	正
岐阜県監査委員	鷗	飼	誠	
岐阜県監査委員	石	井	直	子

第二条の見出しを「監査委員協議会」に改め、同条第一項を次のとおり改める。

監査委員は、次の事項について協議等を行うため、監査委員協議会を開くものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十五条第三項及び第九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定に関すること。

二 法第九十九条第十項、第二百三十三条第三項、第二百四十一条第五項、第二百四十三条の二第八項、第二百五十二条の三十五第二項(法第二百五十二条の四十四において準用する場合を含む。)、及び第三項、第二百五十二条の三十六第一項、第二百五十二条の三十八第四項(法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。)、第二百五十二条の三十九第三項及び第六項(法第二百五十二条の四十第四項、第二百五十二条の四十一第四項、第二百五十二条の

- 四十二第四項及び第二百五十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の四十第一項、第二百五十二条の四十一第三項並びに第二百五十二条の四十二第三項の規定による意見の決定に関する事。
 - 三 法第二百四十二条第三項の規定による勧告、同条第四項（法第二百五十二条の四十三第五項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による監査及び勧告並びに法第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査についての決定に関する事。
 - 四 法第二百四十三条の二第三項の規定による決定に関する事。
 - 五 法第二百五十二条の三十二第一項、第二百五十二条の三十八第一項（法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項、第二百五十二条の四十二第六項及び第二百五十二条の四十三第六項において準用する場合を含む。）及び第二百五十二条の四十三第七項の規定による協議に関する事。
 - 六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項及び同法第三十四条において準用する法第二百四十三条の二第八項の規定による意見の決定に関する事。
 - 七 地方公営企業法第三十四条において準用する法第二百四十三条の二第三項の規定による決定に関する事。
 - 八 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項及び第二十二條第一項の規定による意見の決定に関する事。
 - 九 監査委員規程その他の諸規程の制定及び改廃に関する事。
 - 十 監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）の計画及び実施に関する事。
 - 十一 その他監査委員が必要と認めた事。
- 第三条を次のとおり改める。
- （監査等の結果）
- 第三条 監査委員は、前条第一項第一号から第八号までの決定及び協議を行ったときは、法令の規定に基づき、その結果を遅滞なく提出し、又は通知し、かつ、これを公表する。
- 2 監査委員は、前項の提出又は通知が行われるまでは、監査等の結果を外部に漏らしはならない。
- 第六条第一号中「任免等」を「任免」に改め、同条第三号中「監査等結果の報告等の

資料の作成」を「監査等の結果の提出及び公表」に改め、同条第四号中「監査委員が協議して定める事項の執行」を「監査委員の庶務」に改め、同条に次の一号を加える。

五 法第九十九条の三第三項及び第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

監査委員訓令

岐阜県監査委員訓令第一号

監査委員事務局

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

- 岐阜県監査委員 村 下 貴 夫
- 岐阜県監査委員 大 野 泰 正
- 岐阜県監査委員 鷗 飼 誠
- 岐阜県監査委員 石 井 直 子

岐阜県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

岐阜県監査委員事務局規程（昭和三十九年岐阜県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「課」の下に「及び係」を加え、同条中「監査第一課及び監査第二課」を「次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、同表下欄に掲げる係」に改め、同条に次の表を加える。

課	係
監査第一課	管理調整係、企画・特別監査係
監査第二課	財務監査係、団体・公営企業監査係

第三条の見出し及び同条第一項中「所掌事務」を「分掌事務」に改め、同項第一号中「の秘書」を削り、同項第二号中「職員」を「事務局職員」に改め、「並びに文書の收受及び発送」を削り、同項第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「監査基本要綱等の制定及び改廃」を「及び監査基本要綱等の立案」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 文書及び物品の管理に関すること。

第三条第一項第八号中「直接請求」を「請求又は要求」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 現金出納の検査（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の適用を受ける会計を除く。）に関すること。

十一 決算審査（地方公営企業法の適用を受ける会計を除く。）に関すること。

第三条第一項第十三号を同項第十六号とし、同項第十二号中「外部監査」の下に「に係る監査委員所掌の事務」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の前に次の三号を加える。

十二 指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務についての監査（地方公営企業法の適用を受ける会計を除く。）に関すること。

十三 基金の運用状況の審査に関すること。

十四 財政の健全化判断比率の審査に関すること。

第三条第一項に次の一号を加える。

十七 前各号に掲げるもののほか、監査委員の事務に関すること（次項に規定するものを除く。）。

第三条第二項中「所掌事務」を「分掌事務」に改め、同項第三号中「検査」の下に「地方公営企業法の適用を受ける会計に限る。」を加え、同項第四号中「決算審査」の下に「地方公営企業法の適用を受ける会計に限る。」を加え、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「指定金融機関」の下に「が取り扱う公金の収納又は支払いの事務について」を、「監査」の下に「地方公営企業法の適用を受ける会計に限る。」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 公営企業の資金不足比率の審査に関すること。

第四条第一項中「技術課長補佐」の下に「係長」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 係長は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第四条第三項中「その担任事務を処理」を「課長を補佐し、予算、人事その他の内部管理事務を掌理」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「指揮」を「命」に、「所掌事務」を「分掌事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社